

令和2年6月8日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

住居確保給付金の申請数の増加に伴う事務手続きの迅速化について（その2）

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を一部改正し、令和2年4月30日から施行しています。

自治体におかれましては、これまでも令和2年5月7日事務連絡等により、体制の強化に向けた検討や取組を進めていただいておりますが、現下の相談者数等を踏まえ、より一層の相談体制の強化を進める必要があるため、下記に示す具体的な対策を行い、お困りの方の相談や申請を確実かつ迅速に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

なお、申請数の増加の割合や審査体制については、自治体ごとに状況が異なることから、下記の対策については全国一律に行うべきというのではなく、自治体ごとの状況に応じて、柔軟にご対応いただくことが可能です。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いします。

記

一 申請時の収入及び根拠資料の添付について

申請時の収入については、「申請日の属する月」（以下「申請月」という。）の収入について申告を求めていますので、複数月分を求めることなく、原則として申請月の収入1ヶ月分のみの申告をもって申請を受理するようお願いします。

申請日が月の途中等である場合に、申請月の収入が確実に推計できる場合にはその額によることとしておりますが、確実な推計が困難な場合は、前月の収入を活用するなどして申請月の収入を推計してください。なお、これまで通り、収入額の変動がある場合に直近3ヶ月分を求めることを妨げません。

また、収入を確認できる書類の写しについては、自治体事務マニュアル6（3）③収入関係書類に基づき求めているところですが、特に個人事業主においては、売上等事業収入と支

出（経費）の差額を収入としており、自治体によっては、収支に記載のある個々の項目ごとに根拠資料の添付を求めているところがあります。今般の状況に鑑みれば、厚生労働省としては一律にこのような根拠資料の添付を求めるものではなく、自治体において一定の根拠資料が必要と判断する場合においても、申請者に対して、不正受給防止の観点から、後日根拠資料の確認をすることもあるため、申請決定後も適切に保管する必要がある旨を伝えた上で、基本は申請者の申告内容に基づき申請を受理するようお願いいたします。

二 申請時の資産要件の根拠資料の添付について

申請時の資産については、世帯全員の預貯金（現金含む）の全額を確認することとしていますが、今般の状況に鑑み、本人が申告した預貯金の合計額と通帳の最新の残高等が合致していない場合であっても、資産要件の判定に影響を与えない程度の預貯金（休眠預金等）については、確認のための添付書類は不要として差し支えないこととします。

また、通帳のすべてのページを複写等することなく、原則最新の残高額をもって申告の額と確認を行うようお願いいたします。

三 延長、再延長の審査事務の簡略化について

延長、再延長の決定においては、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められ、かつ、延長等の申請時において、自治体事務マニュアル2（1）（②イを除く。）を満たしている場合としているところですが、今般の状況に鑑み、4月30日付け緩和後の自立相談支援機関への相談報告が適切になされている場合、「引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる」場合とします。

また、申請者には、通常様式1-2期間（再）延長の申請書を提出させることとなりますが、審査を簡略にするため、別途送付した（様式1-2-2）を使用することができます。その際収入や資産の添付書類を求めず、当該申請書に記載の内容をもって、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長（様式7-2））を交付して下さい。

ただし、申請者の責任において、これらの収入や資産に係る申告内容を証する文書を適切に保管しておくこと及び自治体が証拠文書の提出を求めることがある旨、予め周知願います。

なお、申請と決定は一連の手続きとなりますので、手続きを簡略にした場合であっても、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長（様式7-2））は必ず交付するようにして下さい。

四 事務処理体制の強化について

住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化については、「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」（令和2年6月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連

絡)でお示ししたとおり、第2次補正予算案において自立相談支援事業の体制強化にかかる経費を約60億円計上しておりますので、各自治体におかれましては活用をご検討下さい。

なお、本事業の開始は、第2次補正予算成立後となりますのでご留意下さい。

以上

(参考)

令和2年5月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡
「住居確保給付金の申請数の増加に伴う事務手続きの迅速化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628071.pdf>

(参考2)

令和2年6月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡
「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635942.pdf>

○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和2年4月21日 第6版）（抄）

第7 住居確保給付金

2（1）支給要件

①	イ）離職等又はロ）やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	イ）申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること 又は ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
③	イ）離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕
⑥	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
⑦	国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 令和2年度第2次補正予算案に計上した自立相談支援機関等の強化事業や、令和2年度当初予算に計上されているアウトリーチ等の充実に関する事業等を通じて、生活困窮者の自立支援体制を強化する。

自立相談支援機関

これまでの予算措置（令和2年度当初予算）

【自立相談支援事業】

- 予算額 : 約487億円の内数（負担金）
- 補助率 : 3/4
- 配置職員 :
 - ・ 主任相談支援員
 - ・ 相談支援員
 - ・ 就労支援員 等

○ 柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める

【アウトリーチ支援員】

- 予算額 : 約32億円の内数（補助金）
- 補助率 : 定額10/10

○ 柔軟な対応

基本的に、就労準備支援事業等の実施を要件としているが、これが難しい場合には、個別協議により国庫補助を認める。

新たな予算措置（令和2年度第2次補正予算）

NEW!!

- 予算額 : 約60億円の内数（補助金）
- 補助率 : 3/4※
- 補助対象
 - 各自治体において、それぞれの課題を踏まえ、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。
 - ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
 - ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
 - ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
 - ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
 - ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
 - ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
 - ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

※ 地方負担分1/4については、第2次補正予算案で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援できるよう、関係省庁と調整していくこととしている。